

# 海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2020年 第3回 一部改正

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2020年 第3回 一部改正

2020年12月24日 規則 第108号/達 第58号

2020年8月5日 技術委員会 審議

2020年12月3日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

# 海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2020年 第3回 一部改正

2020年12月24日 規則 第108号

2020年8月5日 技術委員会 審議

2020年12月3日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年12月24日 規則 第108号  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

## 4編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための構造及び設備

### 1章 通則

#### 1.2 定義

##### 1.2.1 用語(附属書II第1規則関連)

(14)として次の1号を加える。

(14) 「残留性浮遊物質」とは、次の特性を持つ膜を生成する物質をいう。

(a) 密度が海水 (20 °Cにおける密度 1,025 kg/m<sup>3</sup>) 以下

(b) 蒸気圧が 0.3 kPa 以下

(c) 溶解度が液体にあつては 0.1 %以下, 固体にあつては 10 %以下

(d) 20 °Cにおける動粘度が 10 cSt を超える

## 2章 構造及び設備

### 2.2 構造及び設備の設置要件

表 4-1 を次のように改める。

表 4-1 有害液体物質排出防止設備

設備	物質の分類			
	X類	Y類		Z類
	排出海域（南極海域外）			
	物性			
	全物質	高粘性 又は 凝固性	低粘性 又は 非凝固性	全物質
予備洗浄装置	○	○	_(1)(4)	_(1)
ストリップング装置	○	○	○	○
喫水線下排出装置	○ <sup>(2)</sup>	○ <sup>(2)</sup>	○ <sup>(2)</sup>	○ <sup>(2)</sup>
受入施設への排出装置	○	○	○ <sup>(3)</sup>	○ <sup>(3)</sup>

(備考)

○: 設置しなければならない。

一: 設置する必要ない。

(注)

1. 有害液体物質の排出のための方法及び設備のマニュアルに基づき排出できない場合には、予備洗浄を行う必要がある。
2. 専らクリーンバラストのみを排出する船舶は省略できる。
3. 船舶において生じた不要な有害液体物質を受入施設に廃棄しない船舶を除く。
4. 附属書Ⅱ第13.9規則に示される海域において、鋼船規則S編表S17.1のo欄に「16.2.7」が記載される、融点が0度以上である残留性浮遊物質については、予備洗浄を行う必要がある。

## 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

### 3 章 二酸化炭素放出抑制

#### 3.1 一般

##### 3.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則関連）\*

本章で使用する用語は次に掲げるものとする。

((1)から(5)は省略)

(6)を次のように改める。

(6) 「タンカー」とは、1 編 2.1.1(6)に定義される油タンカー，1 編 2.1.1(7)に定義される有害液体物質ばら積船又は鋼船規則 S 編 1.3.1(89)に定義されるケミカルタンカーをいう。

((7)から(22)は省略)

## 付録 I 有害液体物質等の排出の指針

### 1.2 有害液体物質等の排出

#### 1.2.2 Y 類物質及び Z 類物質に基づく有害液体物質等（附属書 II 第 13.7 規則関連）

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 附属書 II 第 13.9 規則に示される海域（北西ヨーロッパ海域，バルティック海海域，西ヨーロッパ海域及びノルウェー海域）では，Y 類物質であって，鋼船規則 S 編表 S17.1 の o 欄に「16.2.7」が記載される，20℃における粘度が 50 mPa・s 以上及び／又は融点が 0 度以上である残留性浮遊物質は，次の(1)から(3)によらなければならない。

(1) 4 編 4.2 の規定に従ってタンクの洗浄を行う。

(2) 予備洗浄中に発生した残留物/水混合物をタンクが空になるまで陸上の受入施設に排出する。

(3) (1)及び(2)の後にタンクに注入された水は，1.1.2 に従って海洋に排出することができる。

### 附 則

1. この規則は，2021 年 1 月 1 日から施行する。



---

# 海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要  
領

2020年 第3回 一部改正

2020年12月24日 達 第58号

2020年8月5日 技術委員会 審議

2020年12月24日 達 第58号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2 編 検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

##### 2.1.2 提出図面及びその他の書類

-3.(2)を次のように改める。

-3. 規則 2 編 2.1.2-1.(6)(c)にいう「取扱手引書等」及び「EGC 記録簿」とは、次の(1)及び(2)をいう。また、当該取扱手引書等の承認については、附属書 2-2.1 による。

(1) IMO 決議 MEPC.259(68)の 4.2.2 又は 5.6 に規定する EGCS テクニカルマニュアル、同決議の第 8 項に規定する船上監視マニュアル並びに同決議の 9.1 に規定する SO<sub>x</sub> 放出量適合計画書

(2) IMO 決議 MEPC.259(68)に規定するもので且つ以下の事項を記録可能な EGC 記録簿

(a) 次の i) 及び ii) を含む排ガス浄化装置の保守及び整備について

i) 排ガス浄化装置に故障その他の異常が生じた場合、その内容、発生日時、復旧のために講じた措置及び当該措置後に必要となった措置

ii) 附属書 2-2.1 中 2.3.3 に規定する記録装置に故障その他の異常が生じた場合、その内容及び使用している燃料油の硫黄分濃度

(b) 硫酸化物の低減に使用した洗浄水の管理の状況について

附属書 2-2.1 中 2.3.4 に規定する監視記録装置に故障その他の異常が生じた場合、その内容及び使用している燃料油の硫黄分濃度

## 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

### 1 章 通則

#### 1.2 一般要件

##### 1.2.2 燃料油の使用及び積載（附属書 VI 第 14 規則関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 1.1.3 並びに規則 8 編 1.2.2-1.又は-2.の適用上、硫黄の質量濃度が 0.5%又は 0.1%以下である燃料油を使用することに代わる「代替物」として排ガス浄化装置を使用する場合、当該排ガス浄化装置は、IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合し、かつ、故障その他の異常が生じて放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものとする。また、排ガス浄化装置の構成要素のうち、連続監視装置（附属書 2-2.1 中 2.2.2 に規定するもの）及び監視記録装置（附属書 2-2.1 中 2.3 に規定するもの）は、~~日本舶用品検定協会の検査に合格したことを示す刻印（もしくはゴム印）又は製造認定事業所にて製造されたことを示す刻印並びに~~国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するものとする。ただし、連続監視装置又は監視記録装置の購入契約日が 2020~~2~~年 1 月 1 日前である場合には、次の(1)又は(2)に適合するものとして差し支えない。

- (1) 連続監視装置にあつては、船用材料・機器等の承認及び認定要領 7 編 1 章に従って使用承認を受けたもの又は同 1 章に規定する試験に合格したものであつて、IMO 決議 MEPC.259(68)の附属書第 5 節から第 7 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。
- (2) 監視記録装置にあつては、IMO 決議 MEPC.259(68)中の附属書第 7 節及び第 10 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。

## 附属書 2-2.1 排ガス浄化装置の検査要領

### 4章 EGCS テクニカルマニュアル等の承認

#### 4.1 一般

##### 4.1.2 マニュアル等の要件

マニュアル等が次の(1)から(4)に適合することを確認する。

(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) スキーム A を適用する排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル（ガイドライン 4.2.2.1 及び 10.1.5）

EGCS テクニカルマニュアルには、次の(a)から(jk)に掲げる事項が記載されていること。

((a)から(j)は省略)

(k) その他の当該装置の使用に必要な事項（次の項目が含まれていること）。

i) 故障その他の異常が生じた場合、その原因の特定のために確認すべき事項

ii) 故障その他の異常の特定後、その復旧のために講じるべき措置に関する事項

iii) 排ガス中の硫黄酸化物の濃度が基準値を一時的に超過する可能性がある典型的な運転条件に関する事項

- (2) スキーム B を適用する排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル（ガイドライン 5.6.1 及び 10.1.5）

EGCS テクニカルマニュアルには、次の(a)から(gh)に掲げる事項が記載されていること。

((a)から(g)は省略)

(h) その他の当該装置の使用に必要な事項（次の項目が含まれていること）。

i) 故障その他の異常が生じた場合、その原因の特定のために確認すべき事項

ii) 故障その他の異常の特定後、その復旧のために講じるべき措置に関する事項

iii) 排ガス中の硫黄酸化物の濃度が基準値を一時的に超過する可能性がある典型的な運転条件に関する事項

((3)及び(4)は省略)

#### 附 則

1. この達は、2020年12月24日から施行する。